

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 3 年 2 月 25 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 3 年 2 月 22 日

厚生労働大臣 田村 憲久

別 記

北海道旅客鉄道株式会社（北海道、青森県、宮城県、東京都、大阪府）、東日本旅客鉄道株式会社（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）、東海旅客鉄道株式会社（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府）、西日本旅客鉄道株式会社（新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、三重県、滋

賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、東京都）、四国旅客鉄道株式会社（香川県、徳島県、愛媛県、高知県、大阪府、東京都）、九州旅客鉄道株式会社（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、東京都）、日本貨物鉄道株式会社（全国（沖縄県を除く））、ソフトバンク株式会社（全国（沖縄県を除く））、ジェイ・オール北海道バス株式会社（北海道）、ジェイオールバス東北株式会社（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県）、ジェイオールバス関東株式会社（福島県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県、長野県）、ジェイオール東海バス株式会社（愛知県、静岡県）、西日本ジェイオールバス株式会社（京都府、大阪府、滋賀県、石川県、兵庫県）、中国ジェイオールバス株式会社（岡山県、広島県、島根県、山口県）